

税務相談室

医療法人の役員に対する報酬と、 理事長に対する債務保証料

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

当医療法人の理事長兼院長の役員報酬を引き上げたいと思いますが、税法上過大となる報酬の額はいくらぐらいでしょうか。また、銀行からの借入に対して、理事長が個人保証をしました。この保証に対し保証料を支払った場合に、給与になるのでしょうか。

回答①

役員の職務の内容、同種同規模法人の報酬の支給状況等に照らして不相当に高額な役員報酬の額は損金にならない。

法人税法上、役員に対して支給する報酬の額のうち、不相当に高額な部分と認められる金額は、過大な役員報酬の額として損金の額に算入されません。

ご質問のように、理事長として法人の役員と病院長を兼務している場合には、実際にその支出する報酬が病院長としての職位に対するものとしての比重が大きくても、法人税法上はその報酬は役員報酬とみなされます。したがって、使用人である病院長に対する報酬は、たとえ高額でも原則として全額損金の額に算入されますが、役員である病院長の場合は、法人税法上の規制を受け、不相当に高額と認定された金額は、損金性を否認され法人税が課税されることとなります。

また、参考までに申し上げますと、使用人であっても役員の親族等に対して支給する過大な給与については、損金の額に算入されないこととなります。

ところで、不相当に高額かどうかの判定基準については、おおむね次のとおりとなります。

1) 実質基準による判定

イ 職務の内容

ロ その医療法人の収益及びその使用人に対する給料の支給状況

ハ その医療法人と同種の事業を営む法人で、その事業規模が類似するものの役員に対する対価として相当であると認められる金額を超える場合、その超える部分の金額。

2) 形式基準による判定

定款あるいは総会の議決により、給与の限度額を定めているとき、その限度額を超えて支給されたその超える金額。

以上の基準に基づいて実質的に、また形式的な過大な給与の額が決定されるわけですから、いくらまでが適正額かということは、個々の事情によって異なりますので、一概には断定できません。

回答②

理事長に支払った保証料のうち適正な金額は、損金の額に算入されます。

法人の代表者が、法人の金融機関等からの借入に際し個人保証する例は、同族会社においてよく見受けられるところです。この場合、債務者たる法人が資力喪失等で債務の履行をしない場合には、保証人である役員等が、その債務を弁済することになることは言うまでもありません。

ところで、将来保証人が保証債務を必ずしも履行するとは限らないというところから、このような不確定の危険負担に対し、債務保証料としての対価を支払うことが妥当かどうかは問題のあるところです。しかも、同族会社の借入れに際し、その役員が債務保証をすることは一般化しているのに対し、その保証に対する対価を支払うことが少ない実情に鑑みれば、あえて保証料を支払うことは代表者に対する賞与と解することもできるでしょう。

しかしながら、債務保証を第三者に依頼した場合を考えてみますと、将来、保証債務を履行する危険負担に対してその対価を要求されることは皆無ではないと考えられます。ちなみに、信用保証協会法によって設立された債務の保証を業とする信用保証協会が債務保証を行った場合には、借主は、協会に対し一定の保証料を支払うことになっています。このような実情を考慮しますと、ご質問の場合の保証料を、役員の地位に基づいて支給される役員給与とすることは実態に即しません。したがって、その保証料のうち適正な金額は、給与以外の費用として損金の額に算入されるものと思われます。

お知らせ

平成19年度分確定申告並びに贈与税の申告について

◇医業経営・福利厚生部◇

本年も本格的な確定申告期を迎える時期となり、所得税及び消費税の確定申告並びに贈与税の申告に向け、申告書の期限内納付が行われますよう、ご協力を賜りたくお願いいたします。

※申告書様式は国税庁ホームページ[<http://www.nta.gp.jp>]に掲載されています「確定申告書等作成コーナー」及び納税システム(e-Tax)をご活用ください。